

原東小学校 いじめ防止基本方針

学校長 大塚 弘一郎

「原東小学校は、子どもたちをいじめから守り、いじめをなくします」
いじめが発生し、把握した場合は、迅速かつ適切な対応処をします。

* 「いじめの解消」とは、3ヶ月間、「いじめが続いていないこと」または、「いじめによる苦痛がなくなっていること」を確認できた時点を指す。

【いじめの定義】

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 「いじめ防止対策推進法（定義）第二条より」

【いじめの具体的な態様】

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視
- ③ ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品をたかられる、隠されたり、盗まれたりする。
- ⑤ ものを壊されたり、捨てられたりする。
- ⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑦ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- ⑧ けんかもいじめかどうかを確認する（「双方へのいじめ」という場合もある。）

【相談窓口】

児童の他、保護者や地域の皆様、原東小学校児童にかかわる「いじめにあっている」「いじめを目撃した」「これっていじめ？」等のいじめについて御相談できます。迅速かつ適切に対応するために、お名前をお聞きしています。相談したことについては、守秘義務により守られますので、安心して御相談ください。

- | | | |
|---------|--------|--------|
| ① 原東小学校 | 校長 | 大塚 弘一郎 |
| | 教頭 | 加納 礼子 |
| | 生徒指導担当 | 若命 晃 |

Tel 055-967-1213 メールアドレス harahigasi-e@numazu-szo.ed.jp

- ② 沼津市いじめ相談メール

（沼津市役所学校教育課HPから「沼津市いじめ相談ホットライン」を検索）

児童からのいじめ相談については、担任を始め、教職員全員が、子どもの話を聴く、行動の観察をするなど、早期発見に全力を尽くします。また、いじめに関するアンケートを行ったり、アセスを活用したりして、子どもの学級や生活への満足度を調査します。また、一人一人を見取り、サインを見逃すことのないように努め、いじめを発見した場合は、早期対応に努めます。

【いじめの対処方針】

① いじめ検討委員会の設置

メンバー：委員長（学校長 大塚 弘一郎）

教頭（望月透）・教務（山梨直久）いじめ対策担当者（若命晃）

養護教諭（伊藤友美）・当該児童学年主任・担任・校内関係教職員

スクールカウンセラー（望月ひろみ）

（民生委員・児童委員・PTA 会長等のいずれか第三者委員）

② いじめの事実確認、当事者への事情聴取、いじめアンケート等の実施

③ いじめの有無の検討、対処方法の検討と実施のスケジュール、実行

④ 教育委員会への報告（特に重大事態発生の際は、速やかに調査、報告をする。）

⑤ 被害児童保護者への報告

⑥ 再発予防対策の実施

【いじめの判断基準と対処について】

いじめの有無を検討する際、下記の判断基準要素を総合的に判断します。深刻な事案に関しては、児童相談所や警察等関係機関への相談、通報等をする場合があります。

判断要素として、

① 行為の具体的態様（内容・程度）

② 被害児童や被害児童の保護者の心情

③ 犯罪性の有無

④ 反復・継続性

⑤ 加害児童等の悔悛の程度 等

【いじめ防止プログラム 年間計画】

- 4月 いじめに関する学校基本方針の説明（PTA 総会）
遠足・校外学習による学級や学年の親睦
人間関係づくりプログラムの実施（1 学期重点）
- 5月 運動会に向けての活動の充実
- 6月 子ども理解研修会
- 7月 教育相談（全保護者対象）
- 9月 教職員のいじめ等に関する校内研修会
- 10月 学年行事の充実
教育相談（全児童対象）
教育相談（保護者希望者）
- 12月 学校評価調査
- 2月 いじめ防止プログラムや学校評価等の検証
- 3月 次年度いじめ防止プログラム年間計画策定

年間を通して…

- 学校ホームページで、いじめに関する学校基本方針掲載
- 朝の会帰りの会で、ショートエクササイズ
- 学活や道徳で、ソーシャルスキルトレーニング
- 「チクチク言葉」をなくし「あったか言葉」を広げる児童会活動
- 縦割りグループによる「あいさつ運動」
- 沼津特別支援学校とのなかよし交流
- ・沼津市統一の「いじめ認知調査」や学校独自のアンケート（学期1回）を行い、情報収集、共有に努め、指導にあたる。